

市内中小事業者等が実施する省エネ環境整備への取り組みを支援します!! (美祢市中小事業者等省エネ対策設備等導入支援事業)

エネルギー価格等の高騰により、厳しい経営状況にある市内中小事業者等の省エネ環境の整備を目的とした取り組みについて支援し、経営負担の軽減並びに地域経済活動の継続を目的に補助金を交付します。

1 補助対象者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する企業者（※個人農家は除く）
特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

※上記に該当する事業者であっても、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断する場合は対象外とします。

2 補助対象経費

市内の工場、店舗及び事務所へ設置する一定の省エネ効果（※1）が認められる省エネ機器の導入に要する経費を対象とし、エアコン、照明器具、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ショーケース（冷蔵・冷凍）、ガス温水機器、石油温水機器、エコキュート（電気温水機器）が本事業の対象機器となります。ただし、中古品は対象外とします。

なお、国、県又は市において補助金等の交付又は交付を受ける予定の同一対象経費は対象外となりますのでご注意ください。

（※1）一定の省エネ効果とは、以下のア～ウのいずれかに該当する製品となります。

- （ア）統一省エネラベルの多段階評価点が★★★★（3.0）以上
- （イ）トップランナー基準を達成（省エネ基準達成率が 100%以上）
- （ウ）グリーン購入法調達基準適合商品

※上記以外で、対象製品の省エネ効果が不明な場合は、メーカー又は販売店の証明書が必要となります。

3 補助交付要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1）補助対象経費の合計額（税抜）が 10 万円以上であること。
- （2）補助金の申請日時点で、市内にて 6 か月以上継続して事業活動を行っていること。
- （3）令和 7 年 7 月 31 日（木）までに対象機器の購入、設置及び支払いが可能であること。【実績報告書の提出が可能であること。
- （4）市税の滞納がないこと。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- （6）補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

4 補助金の額等

1 市内事業者から購入したものについては、補助対象経費の 3 分の 2 以内、市外事業者から購入したものについては、2 分の 1 以内の額となります。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

2 補助金限度額は 1 事業者あたり 50 万円までとなります。

5 申請手続

- 申請受付期間
令和 7 年 2 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで
※上記期間中であっても、申請額が予算額に達し次第、受付を締め切ります。
- 申請方法
申請書類一式を、市商工労働課（市役所別館 2 階）又は市商工会へ提出
- 申請に必要な書類
 - 美祢市中小事業者等省エネ対策設備等導入補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
 - 事業計画書（別記様式第 2 号）
 - 経費明細書（別記様式第 3 号）
 - 宣誓兼同意書（別記様式第 4 号）
 - 申請書に記載のある添付書類一式

6 申請書類の入手方法

市商工労働課、市商工会、また美祢市HPからのダウンロードも可能です。

7 申請から交補助金交付までの流れ

- (1) 交付申請書類一式を、市商工労働課又は市商工会へ提出（申請者）
- (2) 市商工労働課にて内容審査後、申請者へ交付（不交付）決定通知（市）
- (3) 事業の実施・完了後、実績報告書提出（申請者）
- (4) 市商工労働課にて実績内容確認後、申請者へ確定通知（市）
- (5) 請求書提出（申請者）
- (6) 補助金確定額の振り込み（市）

8 お問い合わせ

美祢市観光商工部 商工労働課

電話番号：0837-52-5224

M a i l : shoukou@city.mine.lg.jp

【申請書類等を郵送される場合】
〒759-2292 美祢市大額町東分 326 番地 1 美祢市観光商工部 商工労働課 電話番号 0837-52-5224
【受付期間】 令和 7 年 2 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで <u>※申請額が予算額に達し次第、受付を締め切ります。</u>